

企画競争説明書

業務名称：ソロモン国ホニアラ交通マスタープラン調査プロジェクト

案件番号：180565

【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）
- 第4 業務実施上の条件

2019年2月6日
独立行政法人国際協力機構
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2019年2月6日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

- (1) 業務名称：ソロモン国ホニアラ交通マスタープラン調査プロジェクト
- (2) 業務内容：「第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）」のとおり
- (3) 適用される契約約款雛型：
 - (○) 成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款
すべての費用について消費税を課税することを想定しています。
 - () 業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款
国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- (4) 契約履行期間（予定）：2019年3月 ～ 2020年9月

4 窓口

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

【稲岡 美紀 Inaoka.Miki@jica.go.jp】

注) 書類の提出窓口（持参の場合）は、同ビル1階 調達部受付となります。

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成 15 年細則(調)第 8 号）第 4 条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程(総)第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程（平成 20 年規程(調)第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

平成 28・29・30 年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は、当機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争資格参加」（<https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照のこと。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

（例：特定の排除者はありません。）

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印し

てください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。

その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2019年2月13日 12時

(2) 提出先・場所：上記4. 窓口

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法：2019年2月18日までに当機構ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2019年2月22日 12時

(2) 提出方法：郵送又は持参

注1) 郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。

注2) 郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

(3) 提出先・場所：上記4. 窓口

(4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写 4部
見積書 正1部 写 1部

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき

3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき

4) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき

5) 虚偽の内容が記載されているとき

6) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

2) 以下の費目については、別見積りとしてください。

a) 旅費（航空賃）

b) 旅費（その他：戦争特約保険料）

c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの

d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

e) その他（以下に記載の経費）

3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

パイロット事業経費：各500万円を3件

4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

- a) SBD 1 = 13.9956 円
- b) US\$ 1 = 109.341 円
- c) EUR 1 = 125.104 円

5) その他留意事項

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

- 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
 - a) 業務主任者／交通計画
 - b) 道路計画

- 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 10.80 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、2019年3月11日（月）までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果（順位）及び契約交渉権者を通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）等に基づき、機構ウェブサイト上に必要な情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

- 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

- 2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

- 3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

- (2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該

当する場合には、同基準第 13 章第 7 節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

1 1 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程(総)第 25 号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1 2 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達監理を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

- 1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式 5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

13 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_q/index_since_201404.html)

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：交通計画に係る各種業務

- 2) 業務実施上のバックアップ体制等
- 3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

- 1) 業務実施の基本方針
- 2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、25ページ以下としてください。

- 3) 作業計画
- 4) 要員計画

評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。

- 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
- 6) 現地業務に必要な資機材
- 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- 8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

【業務主任者（業務主任者／交通計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者も同様の項目を記載のこと。）

- a) 類似業務の経験：交通計画に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：ソロモン及び全途上国での業務経験
- c) 語学能力：英語
- d) 業務主任者等としての経験
- e) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- f) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 道路計画】

- a) 類似業務の経験：道路計画に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：ソロモン及び全途上国での業務経験
- c) 語学能力：英語
- d) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- e) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(34.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者/交通計画</u>	(34.00)	(13.00)
ア) 類似業務の経験	13.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	7.00	3.00
オ) その他学位、資格等	5.00	2.00
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者</u>	()	(13.00)
ア) 類似業務の経験		5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		1.00
ウ) 語学力		2.00
エ) 業務主任者等としての経験		3.00
オ) その他学位、資格等		2.00
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	—	(8.00)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	
イ) 業務管理体制	—	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力：<u>道路計画</u>	(16.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		

1. プロジェクトの背景

ソロモン諸島国（面積2.8万km²、人口53.8万人、以下ソロモン）のガダルカナル島にある首都ホニアラ市（人口6.4万人）は、自動車の増加による交通渋滞が各所で発生して交通事情が悪化し、市民生活、産業活動にも重大な支障が生じている。このような状況を改善するため、東西に延びる市内の海岸線に沿う唯一の幹線道路であるククム幹線道路の一部改修事業を現在、無償資金協力により実施中であり、2018年11月に完成した。

しかし、現在の道路交通事情改善のため、市内で隘路となっているその他の箇所に対する対応と、今後も増加していく自動車交通に対応することが大きな課題となっている。このためにはホニアラ市及び周辺の交通事情を把握した上で、長期的な道路整備計画を検討、作成することが急務となっている。また、公共交通機関としてミニバスを含むバスサービスの提供が市民の交通手段として重要になっている。

同国の2016年から2035年を見据えた「National Development Strategy」の中期戦略の中で、女性、子供、障害者等の社会的弱者にも配慮したバス等の交通サービスの提供を謳っているが、これは適切な道路ネットワークが前提となり、交通マスタープランが重要となる。

また、今後5年から10年先を見据えた国家インフラ投資計画「Solomon Islands National Infrastructure Investment Plan」(Jun. 2013)では、ホニアラ市の「Honiara Urban Development」、「Honiara Main Road Upgrade」が重要プロジェクトとして取り上げられている。特に前者は、その内容の詳細が未策定であり、後者は重要度の高い個別道路を取り上げているが、既に3年以上経過し包括的かつ現在進んでいるククム幹線道路の効果を織り込んだ市郊外を含むホニアラ都市圏の道路整備計画作成が求められている。

このような背景のもと、ホニアラ都市圏の戦略的交通計画を策定・更新するための交通マスタープラン調査を我が国に要請してきた。

要請を受け、機構は2017年9月～10月に詳細計画策定調査を実施し、インフラ開発省との間で討議議事録（Records of Discussions: R/D）を2019年1月に署名した。

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクトの目的

本事業は、ソロモンのホニアラ都市圏を対象にした交通マスタープランを作成することにより、同都市圏の長期的な道路を中心とする交通インフラ整備に資する資料として、同都市圏の住民生活および経済活動の利便性向上に寄与する。

(2) 期待される成果

- 1) 2036年を目標にした交通マスタープランが作成される。
- 2) 優先プロジェクトが選定される。

(3) 対象地域

ホニアラ都市圏(詳細計画策定調査報告書に記載)

(4) 関係官庁・機関

主管官庁：インフラ開発省（Ministry of Infrastructure Development）

(5) 本プロジェクトに関連するわが国の主な援助活動

ククム道路幹線道路改善計画（無償資金協力）（2015～18年度）

3. 業務の目的

本業務は、ホニアラ都市圏において、優先プロジェクトの選定を含む交通マスタープランを作成することにより、同都市圏の長期的な道路を中心とする交通インフラ整備に資する資料とし、同都市圏の住民生活および経済活動の利便性向上に寄与することを目的として実施するものである。

4. 業務の範囲

本業務は、今後当機構とソロモン国インフラ開発省との間で署名されるR/Dに基づき実施されるものであり、「3. 業務の目的」を達成するために「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 詳細計画策定調査時点からの変更事項

2017年9月に実施した詳細計画策定調査時は、本件調査の中での検討事項を踏まえクム道路幹線道路改善事業フェーズ2(以下フェーズ2)の案件内容(東はホニアラ国際空港から西はホワイトリバー(White River)の区間で、フェーズ1の区間を原則除く)を決定する予定であったが、現時点では本調査とほぼ並行してフェーズ2の協力準備調査を進めることが検討されている。

詳細計画策定調査報告書作成時から1年以上経過しているため、本企画競争説明書と詳細計画策定調査報告書に差異がある場合は、本企画競争説明書を優先する。

(2) 本業務に関連する事業

我が国の無償資金協力事業として「クム道路幹線道路改善事業」が完成した。それに引き続くフェーズ2の協力準備調査が2019年度から開始することが検討されている。また、ADBが2036年を目標年次に同じ地域を対象にした都市マスタープランが今年度取りまとめられている。これら他の開発計画と整合性をとって進めること。

また、完成した「クム道路幹線道路改善事業」の整備効果も確認する。

(3) 調査の規模

JICAが他国で実施してきた類似のマスタープラン調査と比較して、対象地域は小さい。過剰な調査規模とならないよう、その調査実施方法、要員の業務兼任等の可能性も含めて、調査計画を作成する。

(4) 調査目的、目標年次および優先プロジェクト

本業務はホニアラ都市圏の道路交通を中心とする交通マスタープランを作成するが、現状僅かながら利用されている海岸沿いの海上交通についても実態を簡易に把握して、報告書内容に含める。

マスタープランは短期、中期はそれぞれ5年間を期間とし、残る期間を長期としてマスタープランを作成する。期の分け方は先方の最終確認を経て決定する。

また、短期計画として位置づけられる個々のプロジェクトから優先プロジェクトを3件を目途に選定する。数量が増える場合には契約変更を行う。優先プロジェクトについては、必要があれば用地確認、図面作成のための測量を再委託で行

うことを認めるので契約変更で対応する。契約変更には約1か月を要することに留意する。

優先プロジェクトの選定基準作成と選定は、マスタープラン作成と合わせて行う。

(5) 道路ネットワーク上の課題

1) 調査対象地域の道路ネットワーク上の課題は、東西方向の道路が殆どの区間で海沿いのククム道路しかなく、そこに交通が集中している点にある。この東西方向の道路ネットワークを如何に形成するかが課題となり、短期的、中期的、長期的な視点で検討する必要がある。

現状、限られた区間でククム道路の背後に平行して走る道路がある。また、過去に丘陵部を東西に横断する構想が発案されているが、丘陵部の開発状況と同国固有の慣習的土地所有の問題から、短期的な実現には難しい点が多い。この調査の中で先方と協議のうえマスタープランを作成に含める場合、適切な事業実施タイミングを検討する。

2) 現在実施中の無償資金協力で整備されるマタニコ橋近傍のロータリー交差点は2023年度の交通量を想定して整備されるため、整備後の交通を十分把握、分析し追加的な手立てが必要であれば検討する。

本交差点を含めて、交差点等の必要箇所での信号機設置についても検討する。

3) ソロモンにおけるオートバイを含む車両は年々増加し、2014年度の8,921台から2017年度の17,510台と、約2倍に急増している。その殆どがホニアラ市のあるガダルカナル島での数と考えられる。ホニアラ市は海岸と丘陵部に挟まれた限られた土地に広がり、駐車問題が交通流に影響を与え、また駐車スペース確保が課題となっているので、駐車スペース確保、交通に与える影響についての分析、検討を行う。

4) 2036年を目標とした交通マスタープランを作成するが、豪雨、高潮等による道路冠水に対する防災面での強靱性を確保することを念頭において調査を行い、報告書の中にその結果を記載する。

(6) 公共交通計画

現在、いわゆるミニバスを民間事業者(個人経営を含めて)が運行していることから、本業務で立案する公共交通計画が利害関係者に及ぼす影響が大きい。本調査で計画案を作成する際には、計画を実施するための課題、合意形成のあり方等に十分注意して取りまとめる。調査に際しては利害関係者の意見等をよく聴取する。調査過程での計画案が関係者間で誤解を与えないことに十分注意する。

(7) 道路計画・維持管理体制

1) 我が国が協力した道路案件が完成することもあり、インフラ開発省の計画、維持管理体制強化が重要となっている。しかし、その実施体制の抜本的な強化は難しい点もあるので、予算、職員定員等の制約を踏まえた計画、維持管理体制を構築する計画を作成する。

2) インフラ開発省計画部門について、先方は交通計画を作成する上で必要な交通計画モデルの技術移転を強く希望している。先方が運用可能となるよう、能力を踏まえた交通計画モデルの技術移転を行う。

3) 調査対象地域の道路維持管理上、道路冠水の有無およびその状況等道路排水の問題点の把握とその対策について必要な提言を含めて調査を行う。

(8) 交通安全計画

今後、車両増加、走行速度が上がることから、住民への交通安全教育、交通安全施設整備等を踏まえた交通安全計画を作成する。特に一度導入され失敗したとされる横断歩道信号機を含めた信号機導入について、交通安全啓発と絡めて検討する。

(9) パイロットプロジェクト

本業務の中でマスタープランを構成する案件形成に資する事業の有効性を確認するためにパイロットプロジェクトを試験的に実施する。その内容は、本業務期間中に適切なタイミングで実施できるものとし、環境社会配慮上カテゴリB以上にならない内容で、500万円程度までの事業規模とする。

パイロットプロジェクト事業として、信号機設置、交差点等における道路標示改良、交通標識設置、小規模な交差点改良等が想定されるが、プロポーザルで事業内容を提案する。

パイロットプロジェクト内容は先方との協議を経て決定するので、提案内容と違う内容で実施することがあり得る。また最終的なパイロットプロジェクトの内容が決まった段階で契約変更で対応する。

(10) ソロモン側実施機関との密接なコミュニケーションの確保

本業務に対するソロモン側の期待は大きく、本調査成果をよりよいものにするため、先方と日々のコミュニケーションを良好に保ち、常に連絡、調整を図り業務を進める。

R/Dにあるとおり、本件では各種委員会が設置されるが、先方は関係機関を含めて限られた要員しかいない。プロポーザルの中で各種会議の確認事項、開催タイミングを含めた調査計画を提案する。

(11) 環境社会配慮

本業務は、M/Pレベルの調査で、かつフィージビリティ・スタディ (F/S) 実施の事業レベルではないため、Environmental Impact Assessment (EIA) やInitial Environmental Examination) (IEE) は求められない。また、現時点ではJICA「環境社会配慮ガイドライン (2010年4月)」において、本業務による環境への望ましくない影響は重大でないと判断され、かつ同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しないため、カテゴリBとされている。

本業務においては、JICA環境社会配慮ガイドラインに基づいて戦略的環境アセスメント (Strategic Environmental Assessment : SEA) の考え方を導入する。具体的には、計画策定に当たり、重要な環境社会影響項目とその評価方法を設定し、複数ある代替戦略・政策案の環境社会的側面の影響を含む比較検討を行う。カテゴリAとして見直された場合、スコーピング案と報告書案の段階で、それぞれ情報公開した上で現地ステークホルダーの情報・意見を反映させる必要がある。また、環境社会配慮助言委員会にスコーピング案及び報告書案の段階で助言を求めするため、その資料作成や質疑応答等の業務支援を行う。主な調査項目は「6. 業務の内容」の通り。

なお、ソロモンでは、現時点でSEAは法制化されていないが、EIAにSEAを包含する新たな環境評価システム（Environmental Assessment System : EAS）の法制化が国会審議中であるため、同国関係機関と協議・調整・確認を綿密に行い、状況をフォローすること。またSEAは計画諸元が詳細に決まっていない段階で行う手続であることから、事業段階で行う詳細、網羅的な評価の手続とは異なるものとなることに留意する。

以上の点を踏まえ、M/P及び優先プロジェクト策定段階に相応しい効果的なSEAの方針や技術手法、そして広域を対象に効率的に実施する手法・内容・スケジュールについて理由や考え方とともにプロポーザルで提案すること。

また、優先プロジェクトについて、次の事業段階に備えた環境社会配慮の視点から調査・確認事項等の提言をとりまとめる。

6. 業務の内容

6-1.交通マスタープラン作成

(1) 事前準備（国内作業）及びインセプションレポートの説明・協議

1) 関連資料・情報の収集・分析等

詳細計画策定調査で収集した資料を含む既存の関連資料・情報、データを整理、分析、検討するとともに、詳細な調査内容及びスケジュールを検討する。また、現地で更に収集する必要がある資料・情報、データをリストアップする。

2) インセプションレポートの作成

上記の結果をとりまとめてインセプションレポートを作成する。

3) インセプションレポートの説明・協議等

インセプションレポートを実施機関に説明・協議し、基本的了解を得る。また、R/D等で確認されている先方実施機関政府との責任の分担関係について確認を行う。

(2)交通現況の把握とレビュー

以下の事項を含む道路事情、公共交通事情、維持管理を含む交通管理の現状を調査し、問題点・課題を把握する。

1) 交通インフラの状況(既存道路網、港湾、空港の概要を含む)

2) 公共交通

3) 管理・維持管理

4) 交通安全対策

5) 交通関連の規制・法制度

6) 関連諸機関の組織体制及び役割・能力

7) 関連諸機関の予算

(3)最新の国家計画等を含む対象地域の最新計画のレビュー

1) 国家計画等関連計画を把握し、マスタープランに影響、配慮すべき事項を把握する。

2) 環境社会配慮に係る法制度の把握

ソロモンにおける環境影響評価に係る手法・手続き、住民の移転や土地収用に関わる法制度、事例を把握する。

(4)交通実態調査

現在の交通流動、交通量等の実態を把握するために別紙1の調査を、将来交通量等を把握するために必要な資料とともに収集する。

本調査は再委託、補助員または直営で行うことを想定している。プロポーザルに、本プロジェクトで実施すべき交通実態調査の具体的な調査内容・項目・方法・スケジュール等について、理由と共に提案する。再委託業務は見積もりに含める。

(5) 将来社会経済フレーム設定

将来の交通流動、交通量を把握するために必要な、将来社会経済フレーム設定をこれまでに集めた関連資料を基に行う。

(6) 将来交通量推計

- 1) 公共交通計画を織り込める交通計画モデルを作成する。このモデルは今後ソロモン側が独自に交通計画を作成する際に使用することになる。使用する交通計画モデルは調査対象規模、操作簡易性に配慮したものを選定し本業務で調達する。プロポーザルにて使用ソフトウェアを提案し、費用を見積もりに含める。また、この作業に使用するデスクトップコンピューターに準ずるものを1台、本業務で調達する。先方が今後使用していくことが出来る機種を選定する。
- 2) 本業務に得たデータ（交通実態調査で得られたデータも含む）について、業務終了後においてソロモン側実施機関が独自で適切に管理し、また活用できるよう、データベースを整備する。
- 3) 将来の交通量を推計し、個々のプロジェクト形成のための資料とする。

(7) 交通課題の把握

これまでの調査および先方とのワークショップ、協議から現状および将来の交通課題を把握する。また必要となるインフラ開発省の計画・維持管理の在り方、体制を含めて把握する。

(8) 抽出された課題に対する対応検討

抽出された課題について、予算事情、技術的可能性等を踏まえて先方との協議してその対応策を検討し、マスタープランを構成するものとしてプロジェクトを形成する。プロジェクトの中には道路計画・維持管理体制に係るものを含む。

(9) プロGRESSレポートの作成

これまでの調査結果について、PROGRESSレポートを取りまとめ、関係者と協議し、基本的了解を得る。協議結果は、別途テクニカルノートとして取りまとめる。

(10) 戦略的環境アセスメントの実施

本業務の実施方針及び留意事項に従って戦略的環境アセスメントを実施する。内容はこのマスタープラン作成上必要となるレベルとし、当機構環境担当事業部と調整しながら進める。

- 1) 政策・計画等の目的・目標の検討
- 2) 諸制約のなかで目的を達成するための代替案の検討
- 3) 政策や計画の内容の検討（開発予測、対策リスト、ルートや将来の開発区域の地図等）
- 4) スコーピング（政策、計画、プログラム等の意思決定に当たり極めて重要な環境社会項目とその評価方法を明らかにすること）の実施
- 5) ベースラインとなる環境社会の状況（土地利用、自然環境、先住民族の生活

区域及び経済社会状況等)の確認

6) 同国側の環境社会配慮制度・組織の確認

- ①環境社会配慮(環境影響評価、住民移転、住民参加、情報公開等)に関連する法令や基準等
- ②同ガイドラインとの乖離
- ③関係機関の概要

7) 影響の予測

8) 影響の評価及び代替案(ゼロオプションを含む)の比較検討(政策、計画、プロジェクトレベル)

9) 緩和策(回避・最小化・代償)の検討

10) モニタリング方法の検討

11) 優先プロジェクトの環境社会配慮項目のスコアリング結果(検討すべき代替案及び重要と思われる環境社会影響項目の範囲並びに予測・評価方法案)の作成

12) ステークホルダー協議の開催支援(実施目的、参加者、競技方法・内容等の検討)

(11)パイロットプロジェクトの検討および、先方合意を得た上での実施

本業務の実施方針及び留意事項に従ってパイロットプロジェクト(費用は日本側が負担)を検討し、先方との合意を得て実施する。。先方との合意は事前の機構の承認(打合簿)を経た上で、テクニカルノートをコンサルタントが先方と交わすことで行う。

パイロット事業における建設工事の実施に当たっては、「ODA建設工事安全管理ガイドンス」

(https://www.jica.go.jp/activities/schemes/oda_safety/index.html) に準じた工事安全管理を行う。

(12)各プロジェクトの概算費用算定

マスタープランを構成する個別プロジェクトの概算費用を算定する。

(13)算出した費用を含めて各プロジェクトの評価

提案された個別プロジェクトについて、事業内容、事業実施時期を含めて先方とその評価を行う。

(14)マスタープラン作成・説明・協議

各プロジェクトの評価を踏まえて短期、中期、長期的プロジェクトリストからなるマスタープランを作成する。これに合わせてJCCを開催する。

(15)インテリムレポート作成

これまでの結果について、インテリムレポートを取りまとめ、関係者と協議し、基本的了解を得る。協議結果は、別途テクニカルノートとして取りまとめる。内容に後述6-2.(16)、(17)の内容を含める。

6-2. 優先プロジェクトリストの作成

(16)優先プロジェクトの選定基準方針の決定

優先プロジェクトを選定する際の判断条件を先方と協議して決める。

(17)優先プロジェクト選定

短期プロジェクトから優先プロジェクトを先方と協議の上選定する。優先プロジェクトは調査終了から5年程度の範囲内に完了するものを原則、対象とする。

(18)優先プロジェクト内容の作成

優先プロジェクト内容は、次の事業段階に進む際の先方政府における予算確保または他ドナーへの要請のための資料となり得る内容とし、今後必要となる環境社会配慮上の留意事項を含める。

(19)ドラフト・ファイナルレポートの作成・説明・協議

6-2で作成した優先プロジェクトを、フェーズ1の成果も含めたすべての調査成果と合わせてドラフト・ファイナルレポートとしてとりまとめ、先方実施機関に説明・協議し、基本的了解を得る。

(20)ファイナルレポートの作成

ドラフト・ファイナルレポートに対する機構及び先方実施機関のコメントを受けて、ファイナルレポートを作成し、機構に提出する。

<技術移転、JCC等>

(21) 技術移転（本邦研修を含む）

1) 本業務実施に際しては技術移転に配慮して可能な範囲で現地でカウンターパートとともに作業を行う。

特に、本業務で実施交通実態調査、交通需要予測の方法について日々の業務を通じて技術移転を行う。また、これらの業務で得られたデータベースについて、その取扱い及び活用に関する技術移転を行うとともに、将来的にこうした交通データを継続的に整備・管理する組織づくりについて提言する。

2) 本業務にかかる国別研修として、2名10日間程度の本邦研修を1回計画している。研修目的は、日本の都市交通計画とその実践状況についての事例の紹介を中心とする。研修先を念頭においた研修内容案をプロポーザルで提案すること。調査実施中にこれらをC/P機関と協議の上、確定し、研修内容・日程等の研修計画を確定、作成し、受入先との調整、研修員人選、研修同行等、研修実施のフォローを行う。本研修については、コンサルタントが研修実施を行うこととし、当該業務にかかる経費は「コンサルタント等契約における研修実施ガイドライン（2015年4月版）」

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000pwqg3-att/tra_201504_guide.pdf)を参照の上、研修実施に係る部分について積算を行うこと。

(22) ワークショップ／セミナー等

R/D記載のとおり、JCC（Joint Coordination Committee）を3回開催し、それに付随するTWG(Technical Working Group)等を適宜開催する。その他にソロモン側のあらゆるステークホルダーやドナー関係者に対して意見の聴取及び調査成果の周知・活用が図られるよう、各2回程度のワークショップ（インテリムレポート、ドラフト・ファイナルレポートの段階）と、セミナーをドラフトファイナルレポート取りまとめ段階で開催する。そのための実施方法を提案し、

経費を見積もる。

7. 成果品等

(1) 調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。本契約における成果品は、ファイナルレポートとする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に機構に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

1) インセプションレポート

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画等

提出時期：調査開始後半月以内

部 数：英文30部（簡易製本）

2) プログレスレポート

記載事項：運輸セクターを巡る現状のレビュー結果、需要予測手法、交通実態調査の計画等

提出時期：6. 業務の内容(8)の抽出された課題に対する対応が取りまとめられた後

部 数：英文30部（簡易製本）及び電子データ

3) インテリムレポート

記載事項：短、中、長期的プロジェクトリスト作成までの成果

提出時期：6. 業務の内容(14)の短、中、長期的プロジェクトリストが作成された後

部 数：英文30部（簡易製本）及び電子データ

4) ドラフト・ファイナルレポート

記載事項：調査結果全体

提出時期：現地業務終了時

部 数：英文30部（簡易製本）、英文要約30部（簡易製本）、和文要約5部（簡易製本）及び電子データ

5) ファイナルレポート

記載事項：調査結果の全体成果

提出時期：ドラフト・ファイナルレポートに対するソロモン側コメント提出から1ヶ月以内で2020年8月までとする。

部 数：英文60部（製本）、英文要約30部（簡易製本）、和文15部（製本）

CD-R 3部

(2) 報告書作成にかかる留意事項

1) 報告書の仕様

インセプションレポート、プログレスレポート、インテリムレポート、ドラフト・ファイナルレポートは原則として簡易製本とし、最終報告書は製本、最終報告書(要約編)は簡易製本とする。報告書類の印刷、電子化(CD-ROMあるいはDVD-ROM)については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2014年11月）」を参照すること。

2) 報告書の形式・説明

① 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。また、報告書全体を通じて固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。

- ② 必要に応じ、図や表を活用すること。また、英文の報告書についてはネイティブチェック等を行い、読みやすいものとする。
- ③ 報告書の作成に当たっては、その結果のみでなくデータ及び情報の根拠となる基準や出典あるいはその検討過程に関する記述・導出法を明記すること。
- ④ 各報告書には、業務実施時に用いた分冊形式になる場合は、主報告書とデータの根拠(資料編の項目)との照合が容易に行えるように工夫すること。

(3) その他の報告書類

1) 業務計画書

記載事項：共通仕様書の規定に基づく

提出時期：契約締結後10日以内

部 数：和文5部（簡易製本）

2) 調査業務報告書（月報）

JICAの規定により調査業務日誌及び貸与物品リストを添付した月例の業務報告を翌月10日までに提出すること。またソロモン事務所にも調査業務報告書を共有すること。

3) 議事録等

C/P機関等との調整会議、各報告書説明・協議にかかる議事録を作成し、JICAに速やかに提出し、調査業務報告書に添付する。

(4) 収集資料

調査開始時にJICAより貸与された資料、調査を通じて収集した資料及びデータを分野別に整理し、可能な限り電子データにて収録し、収集資料リストを付して、調査終了後JICAに提出する。

(5) デジタル画像集

プロジェクトを通じて記録した写真をデジタル画像集として整理・収録し、提出する。内容については、プロジェクトの全体像が把握できるよう、①対象サイトの現状が明確に把握できるもの（プロジェクトサイト、既存施設及び周辺状況、地形等）、②類似案件の状況（先方政府、他ドナー等の実施した案件、過去に我が国が実施した案件等）、③現地の生活状況またはボトルネックの現状等を収めるとともに、簡単なキャプションを付ける。提出にあたっては、「デジタル画像記録表」を作成し、画像集に添付する。写真の著作権についてはJICAに帰属するものとし、広報用素材としてJICAの各種媒体への活用を想定している。

提出時期：ファイナルレポート提出時

部 数：ソフトコピー1部（デジタル画像100枚程度、jpegファイル形式）

再委託可能調査事項

1. 交通実態調査

調査項目：パーソントリップ調査(2,000世帯)
コードライン調査(15か所)
スクリーンライン調査(15か所)
渋滞長調査・方向別交通量調査（5か所）
ミニバス運行状況調査、乗客OD調査、乗車人数調査（5か所）
道路インベントリー調査
路上駐車実態調査
旅行（移動）時間調査（3路線）

2. 測量

測量地点：測量を必要とする優先プロジェクト
内 容：平面測量、必要があれば水準測量

3. 環境社会配慮調査

調査対象：(1) 環境スクリーニング上必要となるプロジェクト
(2) 戦略的環境アセスメント
(3) 優先プロジェクトのうち「JICA社会環境配慮ガイドライン」上求められるもの

調査項目：(1)環境スクリーニング上必要となる情報の収集
(2)戦略的環境アセスメント上必要となる情報
(3)優先プロジェクトの環境社会配慮とりまとめ上必要となる情報

1. 業務の工程

2019年3月より業務を開始し、2020年8月までにファイナルレポートを作成・提出する。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目安

合計 約30M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。

- 1) 業務主任者／交通計画(2号)
- 2) 道路計画(3号)
- 3) 交通調査・交通需要予測
- 4) 公共交通計画
- 5) 交通管理/交通安全
- 6) 道路設計
- 7) 水文/水理
- 8) 施工計画/積算
- 9) 経済分析
- 10) 環境社会配慮

3. 相手国の便宜供与

事務所スペースは、先方が提供する。電話回線はあるが水、電気、電話回線使用料は日本側が負担することになるので、インターネット整備を含めて必要となる経費を計上する。

4. 配布資料

詳細計画策定調査報告書(電子データ)

詳細計画策定調査時収集資料(電子データ)

R/D案

5. 資機材の調達

以下の機材・ソフトウェアを調達する。

- ・コピー機 1台
- ・デスクトップに準ずるコンピューター（交通計画モデルに使用） 1台
- ・交通計画モデルソフト

その他に業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案し、見積もり（輸送費等必要機材を含む）に計上すること。また本業務実施のために、現地調査に際して本邦あるいは第三国から携行する所有の資機材のうち、本邦あるいは第三国に持ち帰らないものであって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、必要な手続きを行うものとする。実施にあつては、「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン(2017年6月)」「輸出管理ガイドライン(業務受託者向け)(2017年6月)」に基づいて行う。

6. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することを認める。

- ・ 交通量調査
- ・ 測量
- ・ 環境社会配慮

現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン（2017年4月）」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。

現地再委託に限らず、調査補助員を活用した直営による実施も選択肢として検討し、最適な方法をプロポーザルにて提案し、見積りに計上すること。

7. その他の留意事項

（1）複数年度契約

本業務については複数年度にわたる契約を締結することとするため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

（2）コンプライアンスの確保

本業務を実施するにあたり、不正行為の防止のためのコンプライアンス確保の体制について、提案があればプロポーザルにて記載すること。

（3）安全管理

現地作業の期間中は安全管理に十分留意する。外務省海外安全ホームページ（<http://www.anzen.mofa.go.jp/>）などにより最新の関連情報の入手に努め、渡航の際には外務省の「たびレジ」（<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>）への登録を行うこと。また同国の治安状況については、JICAソロモン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

（4）不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイドンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

（5）適用する約款

本業務にかかる契約は「成果品の完成を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、すべての費用について消費税を課税することを想定している。

以上